

発行 平成28年7月15日

2016-7

NO.97

浄化槽あいち



愛知県の花 かきつばた



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1. ご挨拶&協会こよみ

- 3 ご挨拶・協会会議等のこよみ

2. 第36回定時社員総会 開催

- 4-6 第36回定時社員総会を開催
7-8 第36回定時社員総会 懇親会より
9 第36回定時社員総会 懇親会より あいさつ 相談役 加藤鋭吉
10 第36回定時社員総会 懇親会より あいさつ 会長 関谷俊征
11 第36回定時社員総会 懇親会より 祝辞 愛知県知事 大村秀章

3. 全浄連 第4回定時総会より

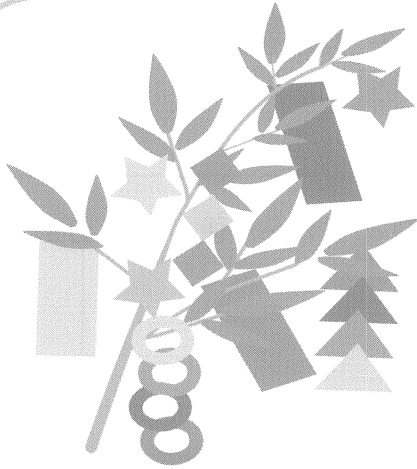
- 12 決議 浄化槽整備事業の推進について
13 平成28年度全浄連活動スローガン

4. 行政だより

- 14 平成27年度 愛知県内新設住宅着工統計

5. 協会だより

- 15 国土交通省より全浄連経由の案内文章（通知）
16 ・平成28年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について
17 国土交通省より全浄連経由の案内文章（情報提供）
18-19 ・消費税の軽減税率制度の対応への協力について
20 平成27年度 月別法定検査実施結果
21-22 平成27年度 浄化槽法定検査結果及び不適正な主な内容
23 武豊町浄化槽設置整備事業の変更
24 平成28年度「第30回全国浄化槽技術研究集会」開催のご案内
25 第29回（一社）全国浄化槽団体連合会表彰 ・会員情報
〈裏表紙〉 協会休日のお祝い



暑中お見舞い 申し上げます。

平成二十八年 盛夏



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

会 副 副 副 専 理 理	長 会 会 会 務 理 事 事	関谷俊征 中島敏仁 杉本由夫 木村雄三 林 和寿 浅野政司 青山公美	理 理 理 理 理 理 理 理	山 野 学 近 藤 千 雅 井 手 和 男 松 井 隆 小 川 和 久 島 田 吉 幸 岩 田 伸	理 理 理 監 監 監 協	福 樋 羽 永 湯 東 職	智 隆 好 司 一 賢 一 同
---------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------

■ 協会会議等のこよみ

平成28年 4月……

- 15日 第1回組織広報教育委員会
- 26日 第1回理事会
議題・協会の今後の取組について
・平成28年度の部会・委員会について
報告・協会の平成27年度事業実施結果について
・「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」提言(H28.3環境省)について
- 27日 全浄連東海地区協議会総会
- 28日 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会総会

5月…

- 9日 公明党愛知県本部 団体懇談会
- 11日 浄化槽に係る研修会（愛知県職員）
- 12日 会計監査
- 18日 第1回総務財政企画委員会
- 26日 第2回理事会
議題・平成27年度事業報告について
・平成27年度収支決算報告書及び監査報告について
・定款第9条に基づく除名処分について
・役員の改選について
・専門部会・委員会の組織検討について
・不動産の取得について

6月…

- 9日 浄化槽法定検査指定検査機関東海北陸ブロック協議会理事会
- 13日 第36回定時社員総会・懇親会
- 17日 全浄連定時総会・懇親会
- 30日 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会研修会（市町村職員）

「第36回 定時社員総会」開催 全議案を原案通り承認

開催日時 平成28年6月13日(月) 午後3時30分から午後4時36分まで
開催場所 キャッスルプラザホテル 鳳凰の間(北)
総正会員数 223名
出席会員数 159名(うち委任状出席110名)

《 議 事 》

- 第1号議案 平成27年度事業報告について
- 第2号議案 平成27年度収支決算報告書及び監査報告について
- 第3号議案 平成28年度事業計画(案)について
- 第4号議案 平成28年度収支予算(案)について
- 第5号議案 定款第9条に基づく除名処分について
- 第6号議案 定款の一部変更について
- 第7号議案 役員の改選について



定時社員総会の様子

《 議事の経過 》

第1号議案 平成27年度事業報告について

議長から承認を得、司会者が議事を進行し、第1号議案について事務局に報告を求めた。
林理事が社員総会資料に基づき、平成27年度の事業概要及び主な事業活動等について注釈を付し、説明報告した。
議長が第1号議案について質疑発言を求めたが発言なし。
議長は第1号議案の平成27年度事業報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第2号議案 平成27年度収支決算報告及び監査報告について

議長が第2号議案について事務局に報告を求めた。
事務局が予算総会資料に基づき、1. 貸借対照表、2. 正味財産増減計算書の前年度との増減が大きい科目について注釈を付し、説明した。また、公益目的支出計画実施報告書については、計画以上に遂行していることを報告した。
次いで議長から監事に監査報告を要請。
監事3名を代表して、代表監事が平成27年度事業報告及び収支計算書並びに関係諸帳簿、証券書類、財産目録、貸借対照表等について監査した結果、正確であると認めたことを報告した。
議長が第2号議案について質疑発言を求めたが発言なし。
議長は第2号議案の平成27年度収支決算報告及び監査報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。



葛上達副会長 開会宣言



定時社員総会の様子

第3号議案 平成28年度事業計画（案）について

議長が第3号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が総会議案資料に基づき、平成28年度事業計画（案）を説明した。

第4号議案 平成28年度収支予算（案）について

議長が第4号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が総会議案資料に基づき、平成28年度収支予算案について注釈を付し、説明報告した。

議長が第3号議案、第4号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第3号議案の平成28年度事業報告（案）について、第4号議案の平成28年度収支予算（案）について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第5号議案 定款第9条に基づく除名処分について

議長が第5号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が社員総会の決議事項になっている定款及び諸規則に違反した場合の除名処分に該当する会員は、当年度はないことを報告した。

第6号議案 役員の一部変更について

議長が第6号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が定款の一部変更（顧問、相談役の設置条項追加）について説明した。

議長が第5号議案、第6号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第5号議案の定款第9条に基づく除名処分について、第6号議案の定款の一部変更について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第7号議案 役員の改選について

議長が第7号議案について事務局に報告を求めた。

事務局から定款第24条に定める役員任期満了に伴う役員改選にあたり、議場に次期役員選出方法として議長による選考委員の指名方法を提案し議場に諮ったところ、異議なく拍手による承認を得た。

これにより議長から承認を得、事務局が出席者の中から役員選考委員5名を選出して指名し別室において次期役員候補者の選考を要請した。

選考の間暫時休憩の後、議事再開。

役員選考委員の互選により選出された委員長から選考結果が発表された。

理事	関 谷 俊 征	中衛工業株式会社	(重任)
理事	中 島 敏 仁	株式会社尾東	(重任)
理事	杉 本 由 夫	中部日化サービス株式会社	(重任)
理事	木 村 雄 三	大栄産業株式会社	(重任)
理事	浅 野 政 司	東海設備工業株式会社	(重任)
理事	青 山 公 美	合資会社青山建材店	(重任)
理事	林 和 寿	学識経験者	(重任)
理事	山 野 学	フジクリーン工業株式会社	(重任)
理事	近 藤 千 雅	中部保全株式会社	(重任)
理事	井 手 和 男	クボタ浄化槽システム株式会社	(重任)
理事	松 井 隆	株式会社西原ネオ	(重任)
理事	小 川 和 久	株式会社ハウステック	(新任)
理事	島 田 吉 幸	藤吉工業株式会社	(新任)
理事	岩 田 伸	有限会社岩田工務店	(新任)
理事	福 谷 智 之	福谷管工株式会社	(新任)
理事	樋 口 隆	尾張テクアス株式会社	(新任)
理事	羽 谷 三津好	株式会社浄成	(新任)
監事	永 野 卓 司	コメジ・ソシオ株式会社	(重任)
監事	湯 浅 弘 一	株式会社湯浅水道工業所	(新任)
監事	東 賢 一	株式会社クリンテック	(新任)

以上理事17名、監事3名を次期役員候補者として選考推薦した。

議長が推薦された役員候補者について次期役員として承認を諮った。

異議なく満場の拍手によって理事17名、監事3名の役員候補者全員が承認された。

次いで議長から承認を得、司会者が議事を進行し、承認された役員に理事及び監事に就任を要請し、全役員が就任を承諾した。

司会者は以上をもって本総会の全議事終了を告げ、議長は議長席を降壇した。

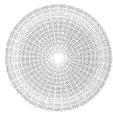
閉会の辞

午後4時36分 司会者の閉会のことばにより、拍手をもって一般社団法人愛知県浄化槽協会第36回定時社員総会を閉会した。

また、定款第21条第2項の規定により、「会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。」とあることから、定時社員総会後に臨時の理事会が開催され、会長(代表理事)に関谷俊征、副会長に中島敏仁、杉本由夫、木村雄三、専務理事に林和寿を選任し、それぞれ就任を承知した。



定時社員総会の様子



懇親会に多数の来賓と会員が出席

定時社員総会のあと、隣室に移り懇親会が開かれた。中島敏仁副会長の開会宣言により始められ、大村秀章愛知県知事よりご祝辞を、来賓の荒木清寛参議院議員よりご挨拶を賜り、岩村進次県議会議員の乾杯のご発声により、懇親会は終始和やかに進められ、参加者一同、懇親を深めた。



中島敏仁副会長 開会宣言



加藤鋭吉相談役 挨拶



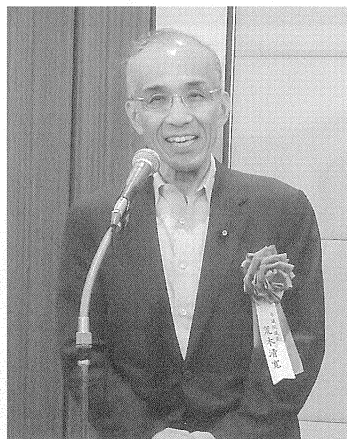
関谷俊征会長 挨拶



新役員紹介



大村秀章愛知県知事



荒木清寛参議院議員



工藤彰三衆議院議員



鈴木孝昌愛知県議会議員



伊藤忠彦衆議院議員



岩村進次愛知県議会議員 乾杯



国会、県議会の議員の皆様



杉本由夫副会長 中締め



第36回定時社員総会 懇親会より～

あいさつ

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

相談役 加藤 鋭吉

ご挨拶申し上げます。

本日は、大村知事はじめご来賓各位に於かれましては、ご多用の処ご出席賜り誠に有り難うございます。

又、平素は当協会に対しまして格別のご指導・ご鞭撻を賜り、心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

先ほどの定時社員総会におきまして、全議案慎重審議の結果、すべて承認可決されました事を先ずもってご報告申し上げます。

さて、私事でございますがこのたび会長職を退任することになりました。

『愛知県浄化槽協会』そして『全国浄化槽団体連合会』いずれの団体も設立当初から係わり、ほぼ半世紀にわたり両団体の会長職並びに副会長職を務めてまいりました。そして先ほどの定時社員総会で会長職を円満に退任する事になりました。

「浄化槽の健全な発展が、豊かな未来を築く」という事を信じて、真剣に取り組んでまいり、協会は皆様方のお蔭をもちまして今日まで発展を遂げてまいりました。

浄化槽の未来には、明るい展望がある反面、厳しい諸問題もあります。私の後任には前副会長の『関谷俊征』が就任し、愛知県浄化槽協会は新しい体制の基で活動が始まります。

私も、相談役として引き続き側面より応援しますが、私同様ご支援を賜りますようお願いする次第であります。

最後になりますが、本日ご出席のご来賓各位そして会員の皆様方には、大きなご支援、ご協力をいただきましたことに、感謝申しあげますとともに、皆様方のご健康と更なるご活躍をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。

第36回定時社員総会 懇親会より～

あいさつ

一般社団法人 愛知県浄化槽協会
会長 関谷 俊征

ただ今加藤初代会長より紹介いただきました、そして先ほど開催されました第36回定時社員総会と理事会におきまして、「一般社団法人 愛知県浄化槽協会」の会長を仰せつかることになりました関谷俊征と申します。就任に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

当協会は昭和49年3月に設立されました。以来42年間初代加藤会長が協会の先頭に立って、全国組織の設立、浄化槽法の制定という業界の礎となる大変大きな事業にご尽力をされました。大変長い間ご活躍されまして、私では知ることもできないご苦勞も、沢山あったのではないかと考えております。

私も加藤会長の教えを頂くようになりまして20年程になります。とにかく何事にも厳しくて、そしてまた正しい、厳格なご判断をされる加藤会長のリーダーシップこそが、この協会の繁栄の原動力であると思います。心から敬意を表するものであります。

その加藤会長の後を受けて会長の役をいただきましたが、大変栄誉なことでありますと同時に、その重責にいささか不安を覚えているというのが正直なところであります。

先ほどご紹介にありましたが、そういう事もありまして私が加藤会長にご無理をお願いし、引き続き相談役ということで協会のご指導を頂くことになっておりますので、宜しくお願いをしたいと思います。

人口が減少するこの社会において、浄化槽の先行きは決して楽観してられない厳しいものがあります。もちろんこれは私達の業界だけではないと思います。しかしながら、浄化槽の、より効率的そしてまた経済的なインフラ整備としての役割、そして何と申しましてもやはり水質保全、水環境の保全という事が、私達に与えられた大切な使命であります。

県民の負託に応えられるよう、関係行政の方々、そしてまた関係団体の方々と緊密な連携をとり一生懸命取り組んでまいり所存であります。この壇上にいる理事の皆さんにも色々ご迷惑をかけますが、協会が一丸となって事に当たりたい、今はそう考えております。

今後ともよろしくご指導頂きますことを、大変高い場所からではございますが、心からお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうか宜しくお願いいたします。

第36回定時社員総会 懇親会より～

祝 辞

愛知県知事 大村 秀章

皆さん、こんばんは。愛知県知事の大村秀章でございます。本日は愛知県浄化槽協会の第36回定時社員総会及び懇親会がこのように盛大に開催されますことを、心からお慶びを申し上げます。

加藤前会長には、40数年本当にお疲れ様でございました。加藤前会長がこの浄化槽協会の全てを創ってきたと言っても過言ではないと思います。心から敬意と感謝を申し上げます。そして引き続き、ご健康でぜひこの協会を含め同業社へのご指導をお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また理事を始め新しい役員の皆様方には、今年度も何卒よろしくお願いを申し上げます。

さて、浄化槽の関係ですが、環境省のまとめでは平成26年度の全国の合併処理浄化槽の新規設置基数は、約12万基であり、その内愛知県は約8,500基で全国一となっております。だんだん下水が普及し切り替わっていく中で、愛知県では8,500基が新設されているということは、その地域の環境対策も含め皆様に大変お世話になっているということだと思っております。

また、環境事業では、皆さんのご支援をいただきながら愛知万博以来しっかり取り組んでおりますので、日本一の産業県の愛知が環境面と共にこれからもしっかりとやっていきたいと思っております。

皆さんに関連の廃棄物業界のことですが、廃棄するはずだった食品などが横流しされた事件で、産業廃棄物処理業者ダイコーの本社と稲沢、一宮市の倉庫に残されていた廃棄物約9,000㎡の対応に非常に苦慮致しました。

廃棄物の半分の4,800㎡については、廃棄業者が結局分からない。夏場を控え臭いも懸念されるので、撤去は急を要すると判断し梅雨入り前に措置することとなりました。

その費用のうち、廃棄物を梱包し運び出す費用を本年度予算の予備費から対応することとし、愛知県産業廃棄物協会と愛知県衛生事業協同組合で搬出を、焼却はオオブユニティー、サンエイ、豊田ケミカルエンジニアリングの三社と稲沢市が、いずれも無償で協力していただけることになりました。

6月8日から10日の3日間で倉庫にあった腐った食品の廃棄物11.5トンを全部運び出すことができ、やれやれと思っております。ありがとうございました。

本当に環境関係、衛生関係の皆さんには、心から感謝申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げ、愛知県浄化槽協会の益々のご発展をご祈念申し上げて、お祝いのご挨拶と致します。今日はおめでとございました。

全浄連 第4回定時総会 決議文

浄化槽整備事業の推進について

浄化槽は、「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」生活排水処理施設であり、社会的な期待も大きい。特に「地方創生」が喫緊の課題であるが、「浄化槽の整備は地方創生の趣旨に沿う事業」であり、市町村の破綻消滅を防ぎ、魅力ある地方を創生するためにも、市町村における浄化槽整備推進の気運はますます高まってきている。

平成二十九年度国家予算編成に当たっては、浄化槽整備事業に対する交付金の増額を図るとともに、下水道と浄化槽の役割分担の観点から、浄化槽の計画的な面的整備を推進するため、「都道府県構想」などの見直しによる「浄化槽整備区域の積極的な設定・拡大」と浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の一層の普及を促進されたい。

また、「合併処理浄化槽への単独からの転換を一層推進」するよう都道府縣市町村等への指導等各般の施策を講じられるとともに、全浄連提案書の趣旨を理解頂き、法的義務化推進とこれに伴う経費は公費負担とする制度の創設等、助成制度の抜本的見直しの実施など行財政措置の推進を図られたい。

さらに、浄化槽の市町村での組織的な維持管理体制を広く整備促進されるとともに、税の公平負担の観点からも「浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、下水道使用家庭並みの公的な助成措置の創設・拡充を」講じられたい。

加えてこれら重要課題解決のために、浄化槽の一元的情報共有ネットワーク（浄化槽管理システム）の構築と、GIS（地理情報）機能を付加した、自治体における「浄化槽台帳システムの整備」が必須であり、その推進を図られたい。

東日本大震災の復興事業においては、全浄連提言書にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く、極めて効率的な浄化槽で速やかに整備するよう」、また、国土強靱化の面からも大地震が想定される地域では、「避難所への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」行財政措置を講じられたい。

平成二十八年六月一七日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会 長 上山 健治郎

平成28度全浄連活動スローガン

1. 「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」浄化槽に対する社会的な期待はますます高まっている。都道府県や市町村に対し、経済的観点や人口動態を踏まえての下水道と浄化槽との役割分担の観点から、「都道府県構想」や「生活排水処理基本計画」の徹底した見直し加速を働きかけ、「浄化槽整備区域の積極的な設定・拡大」と、これに伴う「予算措置」を要望する。
1. 単独処理浄化槽をすべて合併処理浄化槽に早急に転換する運動を全国的に展開する。さらに、全浄連「提案書」の実現を図るため、「法的義務化の推進」と「これに伴う経費は公費負担とする制度の創設等、助成制度の抜本的見直しの実施」などの行財政措置の推進を要望する。
1. 浄化槽市町村整備推進事業（＝市町村設置型）の推進など、浄化槽の市町村での組織的な設置・維持管理体制を広く整備促進するとともに、税の公平負担の観点からも、下水道使用家庭と同様、浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、公的な助成措置の創設・拡充を要望する。
1. これら浄化槽整備事業の推進に係わる重要課題を解決していくためには、浄化槽の設置状況や維持管理状況、地域の被災状況などを的確に把握し、迅速に対応することが可能な「浄化槽の一元的情報共有ネットワーク（浄化槽管理システム）の構築とGIS機能（地理情報機能）を付加した自治体における浄化槽台帳システムの整備」が必須であり、その速やかな推進を要望する。
1. 「地方創生」が喫緊の課題であるが、「浄化槽の整備は地方創生の趣旨に沿う事業」であり、「市町村の破綻消滅を防ぎ、魅力ある地方を創生するためにも、地方創生の一翼を担う浄化槽の活用推進」を要望する。
1. 優れた生活排水処理施設である浄化槽の積極的な啓発活動、とりわけ「浄化槽整備事業は、生活排水処理施設整備の中の個別処理施設整備であり、集合処理施設・下水道とのベストミックスの中で強力に推進されるべきであること」について、新聞・テレビ等のマスメディアを活用した広報活動の強化や、小中高生への環境教育等の推進を通じて、浄化槽のより一層の普及整備促進を図る。
1. 法定検査の受検率の向上のため、浄化槽法改正を踏まえ、都道府県及び市町村に対して、未受検者に対する指導監督等の一層の強化、並びに、第7条・第11条検査完全実施への協力を要望する。
1. 浄化槽の社会的信頼を確保するために導入した、浄化槽機能保証制度の完全実施の体制を推進する。
1. 浄化槽に係る技術の進歩に対応すべく、浄化槽設備士・浄化槽管理士の資格制度を堅持するとともに、その資質の一層の向上を図り、もって浄化槽業界の社会的地位の確立に努める。
1. 浄化槽は、世界に誇るべき生活排水処理システムであり、浄化槽先進国日本は、海外にも広く情報を提供するとともに、海外からの研修生受入れを強化して普及促進を図り、地球の環境を守ることに貢献する。
1. 東日本大震災の復興事業においては、全浄連「提言書」にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く極めて効率的な浄化槽で速やかに整備するよう」また、国土強靱化の面から大地震が想定される地域では、「避難所（学校・公民館等）への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」、行財政措置の推進を要望する。

平成27年度 愛知県内 新設住宅着工統計

区 分		平成27年度			平成26年度
		戸 数	前年度比	構成比	戸 数
新 設 住 宅 計		60,356	9.3%	-	55,204
利用 関係別	持 家	19,687	2.7	32.6	19,168
	貸 家	24,526	20.4	40.6	20,366
	給 与 住 宅	473	△ 13.2	0.8	545
	分 譲 住 宅	15,670	3.6	26.0	15,125
資金別	民間資金	50,697	8.4	84.0	46,758
	公 的 資 金	9,659	14.4	16.0	8,446
	公 営 住 宅	970	143.7	1.6	398
	機 構 融 資	3,349	12.5	5.5	2,978
	都 市 機 構	0	-	0.0	170
	そ の 他	5,340	9.0	8.8	4,900
建て 方別	合 計	38,700	8.5	64.1	35,671
	一 戸 建 ・ 長 屋 建	21,656	10.9	35.9	19,533
	共 同 建	8,739	28.6	14.5	6,794
	貸 家	15,787	16.3	26.2	13,572
	一 戸 建 ・ 長 屋 建	10,253	5.7	17.0	9,696
	分譲住宅 共 同 建	5,417	△ 0.2	9.0	5,429
構 造 別	木 造	34,521	9.0	57.2	31,684
	非 木 造	25,835	9.8	42.8	23,520
	鉄骨・鉄筋コンクリート造	294	△ 41.2	0.5	500
	鉄筋コンクリート造	13,099	15.7	21.7	11,326
	鉄 骨 造	12,404	6.4	20.6	11,658
	コンクリートブロック造	0	△ 100.0	0.0	1
	そ の 他	38	8.6	0.1	35
プレハブ住宅		11,065	0.7	18.3	10,991

平成27年度 建築物着工統計

区 分		平成27年度			平成26年度
		床面積	前年度比	構成比	床面積
建 築 物 計		9,246.9	2.1%	-	9,055.6
用 途 別	居 住 用	5,580.8	4.6	60.4	5,332.8
	居 住 専 用	5,390.2	5.2	58.3	5,122.6
	居 住 産 業 併 用	190.6	△ 9.3	2.1	210.2
	非 居 住 用	3,666.1	△ 1.5	39.6	3,722.7
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業 用	2,283.8	1.6	24.7	2,247.5
	公 益 事 業 ・ 公 務 文 教 用	488.4	8.8	5.3	448.8
	鉱 工 業 用	729.9	△ 12.5	7.9	833.9
	農 林 水 産 業 ・ そ の 他 用	164.0	△ 14.9	1.8	192.6

(注) 床面積については、100㎡未満を四捨五入としている。

国土交通省より全浄連経由の案内文章(通知)

平成二十八年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について

全浄連発第 21 号
平成28年5月16日会員団体
事務局長 各位
特別会員 各位一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長 上山 健治郎
(公印省略)平成二十八年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の
特例措置等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より当連合会の運営につきまして、格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、平成二十八年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等につきまして会員団体及び傘下の浄化槽工事業者に周知を行うよう別添の通知（国土建第56号、平成28年5月12日付）がありましたのでお知らせいたします。

その主な内容は、以下の通りです。

1. 浄化槽工事の登録の有効期間の延長について

特定被災地域（平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者に係る浄化槽法第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事の登録（平成28年4月14日から同年9月29日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、同年4月13日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年9月30日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条3項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申し出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、同年9月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について

震災により、浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が平成28年4月14日から同年7月28日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、同年7月29日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国土交通省より全浄連経由の案内文章(通知)

別紙 国土交通省 通知 (国土建第56号、平成28年5月12日付)

国土建第56号

平成28年5月12日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成二十八年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の 特例措置等について

平成28年4月14日に発生した熊本地震による災害(以下「震災」という。)については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成28年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。)に基づき、5月2日付けで公布・施行された平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令(平成28年政令第213号。以下「政令」という。)及び同月12日付け国土交通省告示第735号(以下「告示」という。)に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

浄化槽法(昭和58年法律第43号)上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、登録の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の浄化槽工事業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 浄化槽工事業の登録の有効期間の延長について(権利利益保全法第3条関係)

特定被災地域(平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。)内に住所を有する者に係る浄化槽法第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録(平成28年4月14日から同年9月29日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、同年4月13日までに更新を受けた場合を除く。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年9月30日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者(直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。)が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年9月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について(権利利益保全法第4条関係)

震災により、浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出(届出を行うべき期限が平成28年4月14日から同年7月28日までに到来するものに限る。)をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、同年7月29日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国土交通省より全浄連経由の案内文章(情報提供)

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

事務連絡第 10 号
平成28年5月25日

会員団体
事務局長 各位

特別会員 各位

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
事務局長 石井昭雄
(公印省略)

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会の運営につきまして、格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、4月8日(金)開催の「消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議」にて「軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組みを関係府省庁が連携して推進していくことが決定された」との情報提供がありましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴会員におかれましても、別添国土交通省文書にあります「広報・周知等」にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

国土交通省より全浄連経由の案内文章(情報提供)

別紙 消費税の軽減税率制度の対応への協力について

平成28年5月24日

関係団体各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

平素から、国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）の成立により消費税法等の一部が改正され、平成29年4月に軽減税率制度を導入することとされております。

これを受けて、4月8日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなりました。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようよろしく願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ（国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等）を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

- ・消費税の軽減税率制度について（国税庁）：

<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

- ・軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：

<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて、各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに従い「#」又は「3」をプッシュ
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 都道府県別の軽減税率制度導入協議会への参加

上記1. 及び2. で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「軽減税率制度導入協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いただくようご連絡をお願いいたします。

4. その他

軽減税率制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様の前準備状況等を検証するため、今後、定期的にアンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

平成 27 年度 月別法定検査実施結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①検査依頼数	5,536	5,172	5,882	5,792	4,969	5,177	5,832	5,408	5,066	5,184	5,351	5,609	64,978
②検査数	5,536	5,172	5,882	5,792	4,969	5,177	5,832	5,408	5,066	5,184	5,351	5,609	64,978
③検査担当班数	28	27	27	27	28	27	28	28	28	28	28	27	
④専任検査員数	28	27	27	27	28	27	28	28	28	28	28	27	
⑤兼任検査員数	2	1	1	1	1	1			1	1	1		
⑥補助員数	0	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	
⑦延検査員数	554	498	596	574	499	499	573	520	483	507	540	567	6,410
⑧検査従事日数	23	21	26	25	21	23	25	21	22	23	24	24	278
⑨延検査日数	554	498	596	574	499	499	573	520	483	507	540	567	6,410
⑩1日平均の 検査基数②/⑧	240.7	246.3	226.2	231.7	236.6	225.1	233.3	257.5	230.3	225.4	223.0	233.7	233.7

- ③は、検査員 1 人で検査を行った場合も 1 班とする。
 ⑦は、検査員毎の検査従事日数の合計をいう。
 ⑧は、月間の実際に検査を行った日数をいう。
 ⑨は、検査担当班数（単位）毎の検査従事日数の合計をいう。

■平成27年度浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容

＜7条検査＞

人 槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計
検査実施数	4,754	153	253	53	14	0	5,227
(基)	(4,754)	(153)	(253)	(53)	(14)	(0)	(5,227)
検査結果 (基)							
おおむね							
適正	3,138	85	143	36	4	0	3,412
不適正	899	31	46	64	10	0	989
比率 (%) (g/e)							
適正	66.0%	55.6%	56.5%	67.9%	71.4%	0%	65.3%
不適正	18.9%	20.3%	18.2%	15.1%	28.6%	0%	18.9%
事務所等への通報件数	717件	37件	64件	8件	0件	0件	826件
不適正の内容と件数	1 保守点検の回数			9	21. 消毒設備の固定状況		2
	2 74. 処理水と消毒剤の接触状況			10	27. 送風機の設置状況		2
	3 73. 消毒剤の有無			11	29. ポンプの稼働状況		2
	4 07. 嵩上げの状況			12	11. その他の特殊な排水の流入状況		1
	5 44. 放流管渠(路)の水流の状況			13	30. 送風機の稼働状況		1
	6 13. ポンプ設備の固定状況			14	32. ばっ気装置の稼働状況		1
	7 26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況			15	43. 流入管渠(路)の水流の状況		1
	8 09. 雨水の流入状況			2			

(注) ()内は、合併処理浄化槽で、内数

平成27年度浄化槽法定検査結果及び不不正の主な内容

<11条検査>

人 槽	5～10		11～20		21～50		51～200		201～500		501～		計								
	検査実施数 (基)	()	2,913 ()	2,003 ()	5,377 ()	2,738 ()	969 ()	390 ()	59,751 ()												
検査結果 (基) おおむね	34,284	11,416	1,664	1,914	691	308	3,671	1,167	539	1,979	650	109	708	221	40	335	52	3	42,891	14,197	2,663
適正	72.4%	24.1%	3.5%	65.7%	23.7%	10.6%	68.3%	21.7%	10.0%	72.3%	23.7%	4.0%	73.1%	22.8%	4.1%	85.9%	13.3%	0.8%	71.8%	23.8%	4.5%
不適正																					
事務所等への通報件数	1,664件		308件		539件		109件		40件		3件		2,663件								
不不正の内容と件数	1	30. 送風機の稼働状況	1,106	38. 制御装置の稼働状況	13																
	2	73. 消毒剤の有無	1,014	39. 調整装置の稼働状況	8																
	3	保守点検の回数	750	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	8																
	4	清掃の回数	550	22. 越流せきの固定状況	6																
	5	29. ポンプの稼働状況	92	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	5																
	6	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	82	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	4																
	7	74. 処理水と消毒剤の接触状況	65	35. 循環装置の稼働状況	4																
	8	21. 消毒設備の固定状況	58	45. 各单位装置間の水流の状況	4																
	9	27. 送風機の設置状況	48	13. ポンプ設備の固定状況	3																
	10	04. 漏水の状況	47	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	3																
	11	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	33	67. 油脂類の流入状況	3																
	12	32. ばっ気装置の稼働状況	29	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	2																
	13	03. 破損又は変形の状況	25	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	2																
	14	44. 放流管渠(路)の水流の状況	23	66. 汚泥の流出状況	2																
	15	15. ばっ気装置の固定状況	22	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	1																
	16	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	18	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1																
	17	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	14	68. 処理対象以外の排水の流入状況	1																

(注) ()内は、合併処理浄化槽で、内数

武豊町浄化槽設置整備事業の変更

平成28年度浄化槽設置費補助金要綱が変更になりました。

変更 平成28年度 浄化槽設置費補助金制度のあらまし…63ページ

No. 40

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
武豊町	生活経済部 環境課	0569-72-1111	内線 353	0569-72-1326
住所	〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2		担当者氏名	井上

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [平成28年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
5	4	1					10

前年度実績基数 (29基)

(3) [補助対象地域]

- ・市街化調整区域 (農業集落排水事業認可区域を除く)

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

現に使用している既存のみなし浄化槽又は汲取便槽を廃止して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②新築住宅建築に伴い浄化槽を設置する者。この場合において、新增築住宅とは、新築、増築を行う際に、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項に基づく確認を必要とする住宅をいう。
- ③専用住宅等以外の建築物に附帯する浄化槽を設置する者
- ④専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤11人槽以上の規模の浄化槽を設置する者
- ⑥町税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ・提出期限：当該年度1月31日まで
- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④工事請負契約書の写し
- ⑤登録証の写し、登録浄化槽管理票C票 (第2条第1項イ)
- ⑥保証登録証 (第2条第1項ウ)
- ⑦みなし浄化槽の現況写真および1年以内の法廷検査結果書又は直近の清掃記録の写し
- ⑧前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③工事写真
- ④前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください






〈 平成 28 年度 〉
「第30回全国浄化槽技術研究集会」
開催のご案内

平成 28 年度「第 30 回全国浄化槽技術研究集会」は、東京で開催されます。

1. 開催期間 平成 28 年 10 月 17 日 (月)
 - 1) 式典
 - 2) 研究発表会
 - 3) 浄化槽検査員研究会
 - 4) 第 38 回浄化槽行政担当者研究会 (併催)
2. 開催場所 「東京ビッグサイト」
東京都江東区有明 3-11-1
3. 主 催 公益財団法人日本環境整備教育センター
4. 後 援 環境省／国土交通省／農林水産省／東京都／
「浄化槽の日」実行委員会／全国浄化槽推進市町村協議会
5. 協 賛 一般社団法人全国浄化槽団体連合会／
全国環境整備事業協同組合連合会／
一般社団法人日本環境保全協会／
全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会／
一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会／
全国浄化槽団体連合会関東地区協議会／
浄化槽指定検査機関 関東・甲信越ブロック協議会／
一般社団法人東京都水環境システム協会／
公益財団法人東京都環境公社
6. 参加者 浄化槽技術研究会会員・行政機関・研究機関・
浄化槽指定検査機関・浄化槽業界関係者・報道関係者など
7. 参加費 無料 (ただし、資料代は実費)

< 第29回(一社)全国浄化槽団体連合会 表彰 >

平成28年6月17日に開催された全浄連の表彰式で、下記の方が受賞されました。

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
|  | 全浄連会長顕彰状受賞者 | 中島敏仁 氏 (当協会副会長) |
|  | 全浄連会長顕彰状受賞者 | 末森俊夫 氏 (当協会前監事) |
|  | 全浄連会長顕彰状受賞者 | 小川茂夫 氏 (当協会前監事) |
|  | 全浄連会長感謝状受賞者 | 青山公美 氏 (当協会理事) |
|  | 全浄連会長感謝状受賞者 | 中西孝幸 氏 (当協会職員) |

< 会員情報 >

入会 平成28年7月

- 株式会社大栄工業 (使用管理部会)
代表者 佐藤 全宏
所在地 〒483-8221 江南市赤童子町大堀 19
電話 0587-55-3151 FAX 0587-55-3152

退会 平成28年5月

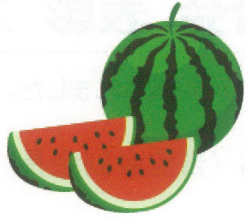
- 株式会社スギテツ (施工・使用管理部会)

変更 平成28年4月

- 株式会社アグメント (施工部会)
代表者 新：今津 悠見
- 株式会社起町衛生社 (使用管理部会)
代表者 新：田中 雄也
- 有限会社旭屋 (施工部会)
代表者 新：天木 勝成
所在地 新：〒470-3231 知多郡美浜町上野間字杉代 44-1

平成28年6月

- 小玉工業株式会社 (製造販売・施工・使用管理部会)
所在地 新：〒452-0815 名古屋市西区八筋町 65
- 積水ホームテクノ株式会社 (製造販売・施工・使用管理部会)
所在地 新：〒450-0002 名古屋市中村区名駅 2-45-7 松岡ビル 8階
電話 新：052-485-4851 FAX 新：052-485-4886
- 株式会社サン春日井 (使用管理部会)
代表者 新：伊藤 樹孝



協会休日のお願い

日ごろは、当協会の運営にあたり、ご理解とご支援・ご協力を賜り、
厚くお礼を申し上げます。

つきましては、下記のとおり休日とさせていただきますので、
何かとご迷惑をおかけいたしますが、

ご理解を賜りますように宜しくお願い申し上げます。

8月12日(金) ~ 8月16日(火)



●発行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

- 事務局 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31
 TEL<052>481-7200 FAX<052>481-7207
- 法定検査部
 - 名古屋業務所 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31
 TEL<052>481-7160 FAX<052>481-7163
 - 豊田業務所 〒471-0064 豊田市 梅坪町 9-5-10
 TEL<0565>37-3360 FAX<0565>37-3361
 - 春日井業務所 〒487-0024 春日井市 大留町 2-2-18
 TEL<0568>53-3721 FAX<0568>53-3722
 - 名古屋西業務所 〒452-0911 清須市 西須ヶ口 32-1
 TEL<052>618-6351 FAX<052>618-6352